

資料2の補足

1 【計画名の変更】

「匝瑳市地域公共交通網形成計画」 ⇒ 「匝瑳市地域公共交通計画」

2 【自家用有償旅客運送の見直し後】

自家用有償旅客運送の種類

- ・市町村
- ・NPO法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・(地方自治法に規定する) 認可地縁団体
- ・農業協同組合
- ・消費生活協同組合
- ・医療法人
- ・社会福祉法人
- ・商工会議所
- ・商工会
- ・営利を目的としない法人格を有しない社団

・ 交通空白地有償運送  
匝瑳市地域公共交通  
活性化協議会規約

・ 福祉有償運送  
匝瑳市福祉有償運営  
協議会規則

【自家用有償旅客運送の見直し前】

自家用有償旅客運送の種類

- ・市町村

市町村が主体

- ・市町村運営有償運送  
(交通空白)
- ・市町村運営有償運送  
(福祉)

- ・NPO法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・(地方自治法に規定する) 認可地縁団体
- ・農業協同組合
- ・消費生活協同組合
- ・医療法人
- ・社会福祉法人
- ・商工会議所
- ・商工会
- ・営利を目的としない法人格を有しない社団

NPO法人等が主体

- ・公共交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送